

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成 31 年 4 月 1 日改正
(平成 31 年 4 月 1 日適用)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜県立陽光園	種別：障害者支援施設	
代表者氏名：須 甲 しのぶ	定員（利用人数）： 75（72）名	
所在地：美濃市立花1155-5		
TEL：0575-35-0511	ホームページ： https://www.gifu-fukushi.jp/youkouen/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和51年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 岐阜県福祉事業団		
職員数	常勤職員： 37 名	非常勤職員 26 名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	サービス管理責任者 2 名	防火管理者 1 名
	介護福祉士 28 名	特定行為業務従事者 12 名
	社会福祉士 3 名	
	看護師 7 名	
	管理栄養士 1 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	一人部屋 3室 四人部屋18室 ショート部屋 1室	特殊浴槽、一般浴槽、入浴チェア AED、DVDプレイヤー、ゲーム 機、スカイリフト、食堂、作業棟等

③理念・基本方針（※転載）

<理念>

お一人おひとりの思いに寄り添う

<方針>

身体障がい者を対象として障がい福祉施設であること、公の施設であること及び県におけるセーフティネット機能を有した施設であることを踏まえ、次の施設経営の基本方針に基づき利用者の処遇の向上及び施設の維持管理を実施する。

①利用者処遇業務

- ・「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念とし、「たとえ、身体は不自由でも心は豊かでありたい」という生活指針を掲げ、利用者が生きがいを持って生活できるよう支援する。

- ・権利擁護とサービスの質の向上
- ②地域で生活する障がいを持った方や家族を支える拠点施設として地域福祉に貢献する。
 - ・在宅障がい者等の支援
 - ・地域の関係機関・関係施設との連携
 - ・福祉人材の養成と福祉教育への協力
- ③地域と協調を図り、地域交流の推進、施設ボランティアの受け入れ及び情報提供を行い地域に根ざし、開かれた施設とする
 - ・施設経営委員会の実施
 - ・地域交流の推進
 - ・施設ボランティアの受け入れや地元雇用の実施
- ④建物管理
- ⑤安定的な経営の実施

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

- ・利用者自治会活動を支援し、利用者主体のサービス向上に努めている。
- ・職員朝礼時に、誤薬ゼロ宣言を輪読し、利用者支援の意識統一を図っている。
- ・短期入所事業所、日中一時支援事業所として地域の方々を受け入れている。
- ・近隣小・中学校の生徒の施設見学を受け入れ、福祉への理解を図っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月24日（契約日）～ 令和3年3月31日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	3回（平成27年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

<ゆとりの時間を日課に取り入れ、利用者と向き合える時間を作っている。>

個別対応の時間（ゆとりの時間）を日課の中に位置づけ、30分間、定期的に利用者の希望や思いを聞く、1対1で向き合える時間を作っている。散歩や部屋の模様替え、足浴、爪切り等、整容に関する事柄が多いが、利用者にとって、楽しい時間となっており、1対1でコミュニケーションを図りながら過ごすことのできる時間は利用者にとって、また職員にとっても有意義な時間となっている。

<集団活動の充実を図っている。>

利用者のエンパワメントを高める観点から、利用者の主体性や潜在力を引き出し、生きがいのある生活につながるよう、日中活動として集団ダイナミクスを活用した音楽活動やレクリエーション活動(茶道、朗読、ミニフラワーづくり、着付け等、利用者の意思で参加できる活動)

の充実を図っている。

<利用者の意思を尊重した支援を行っている。>

ニーズオリエンテッドな観点から、利用者一人ひとりのニーズを第一に考え、心身の状況に応じて、利用者の思いに寄り添うケアに努めている。例えば、提供する食事の形態では、咀嚼や嚥下機能が落ちて、「細かく切ってほしくない」という意向を尊重して、見守りや部分介助を行う等、安心安全を第一にサポートを行っている。

◇改善を求められる点

<今後とも、さらなる人材育成に向けた取り組みに期待したい。>

利用者の高齢化に伴う重度化が進行しつつある現在、医療・介護の面で、より専門的なワンパワーの強化が要請される。また、ロボティクス技術の導入、施設整備等も求められるところであるが、法人本部や県との関係もあり、一朝に解決できる課題ではないと考えるところである。しかしその中でも、施設として利用者の心身状況に応じた人材育成について、今後とも、さらなるサービスの質の向上を目指して取り組まれることを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の福祉サービス第三者評価の受審を通して、支援のあり方や障害福祉施設運営について見直すよい機会となりました。評価では、良い点や改善すべき点などにつきましてご指摘をいただき今後に向けての目標が明確になりました。今回、改善すべきと指摘された点については、継続的に改善に向けた取り組みを行うとともに、評価の良かった点についても更なる改善に努めることで、今後、多様化するニーズに対応した支援の提供に努めていきたいと考えています。

また、今後とも、障害福祉における地域の拠点施設として、さらなる地域貢献に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。